会 議 録

会議の名称	見沼中学校区義務教育学校開校準備委員会 第2回学校運営部会
開催日時	令和2年1月8日(水)
	開会:午後7時00分・閉会:午後8時35分
開催場所	行田市総合福祉会館第3相談室
出席者(委員) 氏 名	清水乃理子部会長・國島将司副部会長・大塚髙雄・中村賢一・
	大沢正和・多田敦・中居武司・松村有剛・飯野隆史・大久保明浩・
	金子雅英・田口和伸・新島弘康・髙野真一・羽鳥修弘
欠席者(委員) 氏 名	中村仁政・横田勇人・森田敏一
事務局	諸貫教育総務課長、岡野、柏瀬
会 議 内 容	1 開会
	2 協議
	(1) 校名の募集要項について
	(2) 校章について
	(3) 校歌について
	3 次回の会議の日程、会場等について
	4 閉会
	· 見沼中学校区義務教育学校開校準備委員会第 2 回学校運営部会
	資料
	・校名募集チラシ(案)一般・児童用
A ->/- \/- \/- \/- \/-	校名募集要項(案)
会 議 資 料	・【参考資料】他の自治体の学校再編による校章決定のプロセス等
	について
	・【参考資料】他の自治体の学校再編による校歌決定のプロセス等
	について
その他必要事項	傍聴者 0 名

発 言 者	会議の経過(議題・発言内容・結論等)
事務局	1 開会
部会長	あいさつ
	本日は、先日協議した校名についての募集要項の確認や、校章、
	校歌について協議を行っていく。皆様の協力をお願いする。
	2 協議
部会長	はじめに、前回の協議内容の確認を事務局よりお願いする。
事務局	① 校名については、公募すること。
	② 市内外問わず応募できること。
	③ 応募方法は教育総務課に持参・郵送・FAX・Eメールで提
	出するか、見沼中・北河原小・荒木小・須加小・行田市役所・
	各公民館・行田グリーンアリーナ、コミュニティセンターみ
	ずしろに設置した応募箱に投函すること。
	④ 応募条件として、「北河原小」「荒木小」「須加小」を使用し
	ないこと。漢字、ひらがな、カタカナにより表記され、読み
	書きが容易な名称。児童や住民等の願いや思いにちなんだ名
	称。新しい学校としてふさわしい名称。新しい校名に込めた
	思い、理由を記載すること。
	⑤ 校名候補選定方法として、学校運営部会、開校準備委員会が
	新たな校名に対する「理由」や「思い」をもとに選定するこ
	と。応募数の「多い」「少ない」は、校名の選定及び決定に
	影響しないこと。
	前回決まった内容をもとに募集要項及びチラシを作成した。確
	認いただきたい。
部会長	事務局の説明に対して意見等あるか。

A委員

児童用のプリントに、「見沼は使用できる」という表記があった 方がよい。

部会長

ただ今の意見についていかがか。

(異議なしの声)

部会長

児童用プリントに、「見沼は付け足してよい」を表記し、修正したものを事務局は配布してほしい。

部会長

次に「校章」について協議を行う。事務局の説明を求める。

事務局

校章については、確認事項としては、「北河原小、荒木小、須加小、見沼中の校章について」。協議事項としては、「図案の作成について」「選定方法について」「補正、デザイン化について」である。

校歌については、確認事項として、「北河原小、荒木小、須加小、 見沼中の校歌について」、「校歌が最終決定されるまでの流れ、ス ケジュール」。協議事項としては、「校歌をどのように作るのか」 である。なお、「校歌」については、本日の進み具合をみて時間が あれば協議していただきたい。

資料 P 4 ~ 5

4ページ、5ページに北河原小、荒木小、須加小、見沼中の校章について紹介している。どの学校の校章にも、制作の意図や子どもへの願いや思いが込められている。

資料 P 6

新たな校章を作成する際は、市内の小中学校の校章と被らないようにしないよう、選定する際の参考にしていただきたい。

資料 P 7

新校の校章を作成する場合、事務局案としては、作成は、「公募」を考えている。公募することで、新しい学校への「思い」を表現した校章デザインを数多く募るとともに、「新しい学校をつくる」という意識を高める狙いもある。公募で了承いただければ、応募者の制作期間も考慮し、校名候補決定後2~3カ月を目安に期間を設定したいと考えている。

資料 P 8

「公募」の場合、また公募以外の場合として「学校運営部会が制作する」、「業者などの専門家にお願いする」ことが考えられるが、それぞれのメリット・デメリットを記載している。

資料 P 9

公募となった場合、募集対象は市内に居住していない方、卒業 生なども対象にしたいという考えと、より多くの作品を募りたい という考えから、市内外問わず応募可とした。応募数は、1人何 点でも応募可能とした。ただし、選定の際に整理しやすくするた め、応募用紙1枚につき1点とした。

資料P10

応募条件については、明るいイメージのもの、カラー、白黒いずれも可とするが、カラーの場合は白黒で使用する場合も考慮して、グラデーション、ぼかし、濃淡で表現しないこととする。自作、未発表のもの、他の校章の模倣でないものも応募条件とした。子どもも応募できるとなれば、多くの条件を付与すると、自由な発想での制作活動に支障が出ると思ったからである。他の自治体の募集要項を見ると、中には「カラーの場合は4色以内とする」といった条件を付与しているものもあった。他にも、何か付与しなければいけない条件があるか、また、事務局で提案した条件で不要なものがあるかなど協議していただきたい。

資料P11

応募方法について、①指定の応募用紙、またはA4判の用紙に図柄、作品の説明を含めた必要事項を記入していただく。制作方法は手書きでも、パソコンでも可とする。②制作した作品等は持参、郵送、Eメールで教育総務課に提出するか、応募箱に投函していただく。校名募集ではFAXも可としたが、校章はFAXだと送信する際に作品の細かいニュアンスがつぶれてしまうなどしてうまく表現できないので、不可とした。

他に応募方法はあるか。事務局案で不必要なものがあるか、協 議いただきたい。

資料 P 1 2

校章公募の周知方法について、校名と同様、市内外問わず応募 できるとした場合を想定している。

資料 P 1 3

校章が最終的に制定されるまでの流れについてだが、校名決定 までの流れとほぼ同様となっている。違うところは最終決定機関 が「議会」ではないことである。最終的には、学校運営部会、開 校準備委員会で協議した結果を教育委員会に報告、承認という形 で校章が制定される。公募の場合、校名候補決定後、教育委員会 事務局で募集の周知などの校章募集の手続きを行う。その後、校 章を募集する。回収後、学校運営部会、開校準備委員会で校章候 補の絞り込みを行っていただく。絞り込んだ校章で補正したもの を、北河原小、荒木小、須加小、見沼中の児童・生徒に投票して もらうことを考えている。その結果を総合教育会議と協議調整し ながら、教育委員会の定例会で承認を得て制定という流れになる。 「児童・生徒による投票」としたのは、自分たちの学校をつくっ ていくという参画意識を持たせたいという思いがあるからであ る。絞り込んでいった図案に対して「投票が必要か」、「投票する 児童生徒は北河原小、荒木小、須加小、見沼中でよいか」「投票を 行うタイミングは、開校準備委員会でいくつかに絞り込んだ後で よいか」などを協議していただきたい。

資料 P 1 5

補正について。補正とは、原案に対して色合いの補正や調整、カラーの変更、モノクロである場合は着色をすることである。事務局案としては、業者と委託契約をして補正を行いたいと考えている。他にも、「美術の教員に依頼する」「学校運営部会の委員の知り合いで、グラフィックデザインができる方に依頼する」など考えられるが、この点についても協議いただきたい。

部会長

はじめに、校章は「公募」するかどうかについて協議いただき たい。

B委員

専門家とか業者は事務局として目星はあるのか。

教育総務課長

具体的にはまだ決めていない。

部会長

参考までに、中央小、星宮小はどのようになっているか。

事務局

中央小、星宮小は公募である。

C委員

公募でいいと思うが、数が集まるかは心配である。補正を加えることを考慮して公募したらよいと思う。

D委員

公募の場合は、法人も受け付けるのか。デザイン会社のものも 受け付けるのか。

教育総務課長

現時点では、法人は排除しようとは考えていない。ただし、デザインコンペにならないように配慮したい。

E委員

公募がよい。ただし、校章選定には専門性が求められる。選定の段階で、我々部会のメンバーだけではなく、専門性のある方、例えば美術の先生等、絞り込みの段階で意見を取り入れて進めたらいかがか。また、既存のものと重ならないようにチェックすることも必要である。

F委員

デザインだけで選択すると、地域性が感じられなくなる。校名が決まったら、選定基準の中にテーマ性を入れてほしい。

部会長

校章の選定は公募でよいか。

(了承)

部会長

校章応募の対象範囲について協議する。市内外問わず応募可と することについてどうか。

C委員

限定する必要はない。理由がしっかりしていればよいと思う。

E委員

同意見である。校名の時と同じように、属性について表記するのか。

教育総務課長

そのとおりである。

部会長

事務局案どおり、応募範囲は市内外問わず、対象年齢は設けないということでよいか。

(異議なし)

部会長

応募数について協議する。1人何点でも応募は可能については

	いかがか。
C委員	1人何点でもよいと思う。
G委員	校名と比べて専門性があるので、応募自体が難しいのではないか。
部会長	1人何点でも応募可能でよいか。
	(異議なし)
事務局	募集対象年齢について、協議をお願いしたい。
	(年齢制限はなくてもよいという意見多数)
部会長	募集対象年齢は設けず、誰でも応募できることとする。
部会長	応募条件について協議する。
D委員	グラデーション、ぼかしというのはどういうものか。
教育総務課長	グラデーションは、段階的に色が変わっていく様子である。市 内にはグラデーションを使っている校章はない。
G委員	他の地域にはグラデーション、ぼかしを使っているところはあ るか。
教育総務課長	他の市町村にはあるかもしれない。市内の学校にはカラーはあるがグラデーションを使用しているところはない。校旗のことを

考えると基本はデザインだと思う。

B委員 あまり条件を付けすぎると、応募が少なくなると思う。

(グラデーションがあっても後で補正をするのだから、条件を 絞りすぎると応募しづらくなる等々の意見)

F委員 応募される方は思いがあって応募すると思う。こういうものは 選考されないということは、良心的に示しておく必要があると思 う。

H委員 募集要項に補正があるということは明記した方がよい。

部会長 事務局案のとおり、募集要項には選考に関わるものは明記する ということでいかがか。

A委員 応募されたものの一切の権利は行田市、行田市教育委員会に移 管されるということも明記した方がよい。

教育総務課長 そのようにしたい。

I 委員 カラーでなく白黒というのはどうか。そうすれば、色の問題は 出てこない。

D委員 カラーの応募も認めるべきだと思う。

J委員 今の校章は昭和の時代に作られた。校旗を作る際のことも考えるとカラーの指定があった方がよい。ただし、あまりカラーが多すぎるのも困る。

部会長 応募の場合はできるだけ門戸を広く、選考の際には絞っていく ということではいかがか。

(了承)

部会長

K委員

部会長

部会長

H委員

D委員

C委員

教育総務課長

J委員 見沼中の校章は使用できないのか。校名によって変わるとは思 うが。

> 今あるものをそのまま使わないということである。見沼の校章 は、真ん中に「中」のマークがある。少なくともそこは変わる。

見沼の校章について説明。校名は荒木と須加の合併時、見沼代 用水からとった。そこから、校章は、当時の美術部と美術の先生 が作ったと聞いている。

校章は、4校の今のものはそのまま使用しないということを確認し、事務局案のとおりとする。

応募方法について協議を行う。

応募箱設置場所と応募用紙配布場所が異なっているが、応募箱 設置場所は配布場所と同じでよいのではないか。

校名の時と同じく、公民館等にもおいた方がよいと思う。

校名の時と同じ箱を使えばよいのではないか。

校名の時は、市内全部の公民館に設置した。今回はデザインなので、配布場所はこの地域の公民館(北河原公民館・荒木公民館・

須加公民館)とさせていただいたのが前回と異なる点である。

部会長 設置場所と配布場所は同じということでよいか。

(異議なしの声)

H委員 応募についてPDFを除いた意図は何か。

教育総務課長 PDFは補正ができないからである。

部会長 周知の方法は事務局案のとおりでよいか。

(了承)

部会長 選定方法について協議を行う。注目するところは、「児童・生徒による投票」である。教育委員会事務局でのデザイン案絞り込みについても協議してもらいたい。

絞り込みをした方がよい。この段階で美術の先生の意見を聞い てもらいたい。

E 委員 運営部会で全部見て選定したい。

E委員

教育総務課長

部会長

応募デザインについては専門的な方の意見や評価をしてもらい、その意見も踏まえて皆さんに見てもらうということではいかがか。

応募デザインは教育委員会事務局で絞り込むのではなく、専門 的な方の意見や評価をいただき、全てのデザインを学校運営部会 で見て選定するということではいかがか。

C委員

教育委員会事務局の段階で模倣のチェックもしてもらいたい。

教育総務課長

そのようにしたい。

部会長

教育委員会として専門的な意見、模倣のチェックをした上で、 学校運営部会で協議するということにしたい。事務局にお願いす る。

次に、児童生徒の投票についての協議に移る。

C委員

児童生徒の投票は、必要である。部会では5つには絞れるが、 最後の1つは子供たちの投票がよい。

(了承)

F委員

確認だが、投票する児童生徒は担当(北河原小・荒木小・須加小・見沼中)の学校の児童生徒でよいのか。

教育総務課長

そのとおりである。

部会長

校章決定までのスケジュールは事務局提案通りでよいか。

(了承)

部会長

校章の補正についての協議を行う。専門家に依頼するか、美術の教員に依頼するかである。事務局案は専門家(業者)に依頼するである。参考までに、中央小・星宮小については、補正はどうなっているか。

事務局

中央小・星宮小は現時点では専門家・業者にお願いする方向である。高校の美術部等にお願いするという案もあった。図案として成立させる補正もある。補正の度合いによっても違う。評価の段階で補正について決まっていく部分もある。

部会長

現段階では専門家・業者にお願いする方向でいかがか。

(異議なしの声)

D委員

パソコン制作の形式について、どんな形式なら対応できるかも 調べておいてほしい。

教育総務課長

汎用性のあるファイル形式にしたいと思う。

部会長

本日、決まったことを確認したい。事務局に確認をお願いする。

事務局

- ① 校章は公募とする。
- ② 応募対象範囲は市内外を問わない。募集対象年齢も設けない。
- ③ 応募点数は1人何点でも応募可とする。
- ④ 応募条件は事務局案のとおりとする。
- ⑤ 応募箱設置場所と応募用紙配布場所は同一とする。
- ⑥ 校章公募の周知方法は事務局案のとおりとする。
- ⑦ 校章決定までの流れについては、絞り込みの段階では、美術の先生等の専門家の意見、評価を参考にして学校運営部会で数点に絞り込む。絞り込み後、児童生徒の投票を行う。
- ⑧ スケジュールについては事務局案のとおりとする。
- ⑨ 補正については、現段階では専門家・業者にお願いする。

B委員

専門業者の選定基準については事務局に任せることになるのか。

教育総務課長

市の業務なので市の基準で行いたい。

事務局

- 3 次回の会議の日程、会場等について
 - ①次回の会議日程

日時:2月12日(水)午後7時

会場:総合福祉会館第3相談室

- ② 学校再編だよりの委員氏名の確認について
- ③ 前回の会議録について 修正等があれば、1月10日(金)午前中までに報告。
- 4 閉会